

在外選挙人登録申請のメールアドレス有効性検証申請をすると・・・

Verify your E-mail address

Click on the 'Verify Email Address' button below.

Verify E-mail Address

[https://ova.nec.go.kr/ovi/emailValidationAccCheck.do?
sgId=20170509&clientSessId=nnl9n1aJJPUjfxh0pBv0KziljwceAuifZgW1oPqHGt5FaM
n3ganwliXoyaQNeOtR&clientAccIp=125.2.107.100&email=
eqSeqno=449472&voterDiv=1&userLocale=ja&userLang=JP](https://ova.nec.go.kr/ovi/emailValidationAccCheck.do?sgId=20170509&clientSessId=nnl9n1aJJPUjfxh0pBv0KziljwceAuifZgW1oPqHGt5FaMn3ganwliXoyaQNeOtR&clientAccIp=125.2.107.100&email=&reqSeqno=449472&voterDiv=1&userLocale=ja&userLang=JP)

**[Verification valid] until 2017-03-20 AM 11:57
(up to 48 hours from the time the message is sent)**

[Person eligible to register to vote or request an absentee ballot]

A Korea citizen who resides or stays outside Korea or departed from Korea prior to the commencement date of the early voting period and plans to return home after the election day, and satisfies the following conditions.

在外選挙人登録申請のメールアドレス有効性検証申請をすると、入力されたメールアドレスに左記のようなメールが送られてきます。

ここをクリックしてください。
在外選挙人登録手続きのウェブページに移ります。
このアドレスは 48 時間後に無効となりますので
ご注意ください！

在外選挙人登録申請について

D-12 | 在外選挙申告・申請期間
(2016.02.14 ~ 2017.03.30)

在外選挙人/国外不在者 申告・申請結果照会 在外選挙人永久名簿 お知らせ よくある質問

在外選挙人/国外不在者

申告・申請方法のご案内

在外選挙人登録申請

国外不在者申告

在外選挙人登録申請 (第19代大統領在外選挙)

1段階 | イーメールアドレス有効性検証

2段階 | 在外選挙人登録申請書作成

3段階 | 在外選挙人登録申請完了

□ 在外選挙人登録申請書

(*) 表示項目は必須入力事項

この申請書の記載事項に誤りがある場合は、申請者に不利益(選挙人名簿未登録、選挙情報受信不可など)が発生することがありますのですべての事項を正確に記入してください。偽って在外選挙人登録申請をした人、または自分の意志に基づいて申請したものと認められない人は、投票に参加することができず、公職選挙法第247条の規定により処罰(3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金)される可能性があります。

以下、両親の姓名項目にある、注意書き内容から考えると、家族関係登録簿の各種証明書に記載されている内容と一致する内容で入力していくことが無難であると考えられます。

家族関係登録簿に関する情報は
本資料最後「家族関係登録簿の
各種証明書について」をご参照
ください。

作成例示画面 全体消去

赤星印は記載必須です。

* 氏名

ハングル表記の名前

ローマ字表記の名前(大文字)

* パスポート番号

ローマ字(大文字)、数字のみ入力可能

重複確認

* 在外選挙人区分

住民登録があった人(抹消された住民登録番号)

住民登録番号前半

- 住民登録番号後半

☐

住民登録がなかった人(生年月日)

(例)19790123

* 性別

男

女

両親の姓名

父姓名

母姓名

*両親の姓名*欄には住民登録がなかった人に限り国籍、本人かどうか、および登録基準地(本籍地)の正確な記載のために家族関係登録簿(戸籍)上の"父または母の姓名"を必ず入力する必要があります。

韓国内の住民登録番号をさします。在日コリアンの多くは韓国内で居住していないため住民登録されていません。パスポートの写真掲載ページにある住民登録番号(주민등록번호)に 1000000 もしくは 2000000 と記載されている方は韓国に住民登録ありません。

韓国の住民登録がない方は家族関係登録簿上の父または母の姓名の記載が必須です!! 戸籍上の正確な姓名がわからない方は、領事館から家族関係証明書を取り寄せ、確認されることをお勧めします。

家族関係
登録情報

住民登録があった人(大韓民国最終住所地)

住所検索

まず、住所を検索してください。

残りの住所

☐

住民登録がなかった人(登録基準地/本籍地)

住所検索

まず、住所を検索してください。

道路名表記住所

地番表記住所

「道路名」または「道路名+建物番号」で検索

検索

連絡先

電話番号(自宅、職場など)

国家番号

 -

地域番号

 -

電話番号前半

 -

電話番号後半

携帯電話番号

国家番号

 -

識別番号

 -

電話番号前半

 -

電話番号後半

* イーメール(E-mail)アドレス(検証済)

* 受付公館

大陸選択

居留国選択

公館選択

選択された公館名 (国家番号 - 地域番号 - 電話番号前半 - 電話番号後半)

国外居所

* 居留国入力 受付公館を居所として申告

大陸選択

居留国選択

※ 国外で郵便を受け取ることができる場所を入力(英語、ローマ字大文字のみ記載)

郵便番号

基本住所

詳細住所

* 投票予定公館 受付公館と同じ

大陸選択

居留国選択

公館選択

오사카총영사관

公館選択

일본대사관 日本大使館

고베총영사관 神戸総領事館

나고야총영사관 名古屋総領事館

니가타총영사관 新潟総領事館

삿포로총영사관 札幌総領事館

센다이총영사관 仙台総領事館

오사카총영사관 大阪総領事館

요코하마총영사관 横浜総領事館

후쿠오카총영사관 福岡総領事館

히로시마총영사관 広島総領事館

公館選択すると選択肢がハングルで出てきます。

日本の公館について日本語訳を記載しますのでご参照ください。



家族関係登録簿の各種証明書について

■家族関係登録簿の各種証明書の取り寄せ方法

東京・大阪・福岡の3か所の領事館は当地で直接申請すると即日発行してくれます。

また、電話と郵便でも対応しています。詳しくは当該領事館にお問い合わせいただくことが賢明です。

●申告の受付が可能な管轄地域の案内

公館名	連絡先	住所	管轄地域
駐大阪総領事館	TEL : 06-6213-1401～5 FAX : 06-6213-0151	〒 542-0086 大阪市 中央区 西心斎橋 2-3-4	大阪府, 京都府, 滋賀県, 奈良県, 和歌山県
駐福岡総領事館	TEL : 092-771-0461～2 FAX : 092-771-0464	〒 810-0065 福岡市 中央区 地行浜 1-1-3	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
駐名古屋総領事館	TEL : 052-586-9221～3 FAX : 052-586-9286	〒 450-0003 名古屋市 中村区 名駅南 1-19-12	愛知県, 三重県, 福井県, 岐阜県
駐広島総領事館	TEL : 082-568-0502～3 FAX : 082-264-2655	〒 732-0805 広島市 南区 東荒神町 4-22	島根県, 広島県, 山口県, 愛媛県, 高知県
駐横浜総領事館	TEL : 045-621-4531～2 FAX : 045-624-2963	〒 231-0862 横浜市 中区 山手町 118	神奈川県, 静岡県, 山梨県
駐新潟総領事館	TEL : 025-255-5555 FAX : 025-255-5506	〒 950-0078 新潟市 中央区 万代島 5-1 万代島ビル8階	長野県, 新潟県, 富山県, 石川県
駐札幌総領事館	TEL : 011-218-0288 FAX : 011-218-8158	〒 060-0002 札幌市 中央区 北二条西 12-1-4	北海道
駐仙台総領事館	TEL : 022-221-2751～3 FAX : 022-221-2754	〒 980-0011 仙台市 青葉区 上杉 1-4-3	青森県, 秋田県, 岩手県, 山形県, 福島県, 宮城県
駐神戸総領事館	TEL : 078-221-4853～5 FAX : 078-261-3465	〒 650-0004 神戸市 中央区 中山手通 2-21-5	兵庫県, 鳥取県, 岡山県, 香川県, 徳島県
駐日大使館	TEL : 03-3455-2601～3 FAX : 03-3452-5159	〒 106-0047 東京都 港区 南麻布 1-7-32	東京都, 千葉県, 埼玉県, 栃木県, 群馬県, 茨城県

■家族関係登録簿の各種証明書の取り寄せに必要な事項

・申請書（必要な方の登録基準地、姓名・生年月日、必要な証明の種類と通数等の記載が求められます。）在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート・運転免許証のいずれかの両面コピー、手数料（110 円）が必要になります。申請書は領事館で直接お取り寄せいただくか、下記のページよりダウンロード可能です。

<http://jpn-tokyo.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/visa/family/index.jsp>

■父または母、自身の姓名は家族関係証明書で確認できます。

在外選挙人登録の際に求められる家族関係登録簿上の父または母、そして自分自身の姓名は家族関係証明書で確認できます。

家族関係証明書の見方

「姓名」と書いています。

自分の姓名です。

「本人」と書いています。

父の姓名です。

「父」と書いています。

母の姓名です。

「母」と書いています。

作成：在日コリアン青年連合(KEY)

